

## プログラム参加規約

この参加規約（以下「本規約」といいます）は、テーブルマーク株式会社（以下、「主催者」といいます）が主催し、株式会社 eiicon（以下、「eiicon」といいます）が運営支援する以下に定めるプログラム（以下、「本プログラム」といいます）へ応募および参加するに際して、遵守していただく事項を定めています。本プログラムに応募することにより、本規約に同意したものとみなされます。

本規約をよく読んだうえで必要事項を記入のうえ、申し込みフォームよりお申し込みください（申し込みフォーム内には eiicon が運営する AUBA の利用規約へのリンクがございましたが、参加者が AUBA の会員でない場合にはその適用はございません。）。

### <対象となる本プログラム>

- ・本プログラム名：TableMark Acceleration Program 2026
- ・開催日：2026年4月23日～2026年6月30日
- ・主催者：テーブルマーク株式会社
- ・協力団体・企業（第1項(2)に定義します）：テーブルマーク株式会社
- ・本プログラム受付窓口：株式会社 eiicon

### 1. 定義

本規約における用語の定義は以下のとおりです。

- (1)「参加者」とは、本プログラムへの応募資格を満たしている者のうち、本規約に同意して本プログラムへの参加を申し込み、主催者が参加を認めた企業または個人をいいます。
- (2)「協力団体・企業」とは、本プログラムにおける参加者の提案の実現可能性を検討し、可能な場合は事業化のための開発を実施する団体・企業をいいます（主催者が協力団体・企業を兼ねる場合があります。）。
- (3)「協力者」とは、本プログラムにおいて参加者の提案を審査し、提案の内容を改善するためのアドバイスを行う等、本プログラムにおいてメンターとしての役割を担う個人をいいます。
- (4)「主催者等」とは、主催者、協力団体・企業および協力者を総称していいます。
- (5)「提案」とは、参加者が本プログラムの目的を満たすために考案・作成して提出した一切の提出物（媒体を問わず、文章、スケッチ、図、3D データ、CG データ、写真、音声、動画、ソフトウェアおよびプロトタイプングしたハードウェアならびに本プログラムにおけるプレゼン内容を含みこれに限定されません）をいい、事前提出するものとプログラム当日に提出するものとを問いません。
- (6)「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権（著作権法

第 27 条および第 28 条所定の権利を含む)、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいいます。

## 2. 本プログラムの目的

- (1) 本プログラムは、主催者等および参加者が多様な視点や知識を持ち寄って共に事業アイデアを創出し、自らの知識・技術等を提供し合いながら、新規商品や事業開発、イノベーションを創出することを目的としています。
- (2) 参加者は、提案の中に、他者を誹謗中傷するもの、特定の団体・宗教・思想を過度に宣伝・賛美するもの、おいせつなもの、違法行為や反社会的行為を助長するもの、法令に違反するもの、他者の知的財産権等もしくはその他の権利を侵害するものまたは公序良俗に反するものを含めてはなりません。
- (3) 主催者等は、本プログラムの受付終了後、提案書類に基づき、評価・選定を行います。なお、評価・選定に関する判断の理由および個別の採否に関するお問い合わせには一切対応しないものとします。

## 3. 提案に含まれる知的財産権について

参加者の提案は、評価・選定を目的として主催者等に共有されます。提案に含まれる知的財産権については、以下に定めるとおりとします。

- (1) 提案に含まれる参加者の知的財産権は、参加者に留保されるものとします。
- (2) 参加者は、提案の中に当該参加者の知的財産権を含める場合は、評価・選定の目的の範囲内において、主催者等の利用または実施を可能とするに十分な許諾を行うものとします。
- (3) 参加者は、提案の中に参加者以外の第三者に帰属する知的財産権等を含める場合には、評価・選定の目的の範囲内において、主催者等の利用または実施を可能とするに十分な権利処理を行うものとします。
- (4) 参加者は、提案の中に自己が利用する権原を有しない第三者の知的財産権を含めることはできません。

## 4. 本プログラムによって新たに生じた知的財産権について

本プログラムにおいて新たに生じた知的財産権等（主催者等と参加者が共同で発生させた知的財産権等を含みます。）の帰属については、主催者等および参加者において協議により定めるものとします。

## 5. 提案の事業化について

- (1) 参加者は、提案の事業化に向けて必要な、ライセンスの付与および情報の開示等、協力団体・企業から申し入れのあった事項について、誠意をもって対応するものとします。

- (2) 参加者と協力団体・企業とは、提案の事業化に向けて必要な秘密保持、共同研究・開発、ライセンス、実証実験および開発等に関する契約を別途締結するものとしません。
- (3) eiicon が提案の事業化推進のために事業化検討に関するコンサルティングを実施する場合であっても、eiicon が事業化のための実証実験または開発の主体となるものではありません。
- (4) 本プログラムの参加により、提出いただいた全ての提案の事業化の実現が保証されるものではありません。

## 6. 第三者への開示について

- (1) 参加者および主催者等は、相手方より開示を受ける営業上または技術上の情報のうち、相手方が秘密である旨を明示して開示した情報（以下、「秘密情報等」という）を秘匿する義務を負い、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示（インターネット上での開示を含みます。）してはなりません。なお、参加者は、主催者等の提供した素材、商標および商号については、機密である旨の明示の有無にかかわらず、主催者等および eiicon の事前の承諾なしに第三者に開示（インターネット上での開示を含みます。）してはなりません。
- (2) 前項に従い、受領者が開示者の承諾を受けて秘密情報等を開示する場合、第三者に情報開示する当該受領者は、当該第三者にも秘匿させる義務を負わせるものとし、当該第三者の行為について当該開示者に対する責任を負うものとし、
- (3) 主催者等および eiicon は、第 1 項にかかわらず、提案の概要や本プログラムに関する取り組みの様子（記録写真等を含みます。）を、広告宣伝または研究目的のために、ウェブサイト（SNS を含みます。）やチラシ、パンフレット等の宣伝販促物に掲載することができます。ただし、宣伝販促物を構成する提案の概要および写真等について権利を有する参加者から事前に協議の申し入れを受けた場合には、掲載内容について当該参加者と協議するものとし、

## 6. 個人情報の取り扱い

本プログラムの参加申込の際に登録した個人情報は、主催者および協力団体・企業ならびに eiicon が、以下の定めに従って、それぞれ取得および管理するものとし、

### ① 主催者および協力団体・企業の個人情報の取扱い

「テーブルマーク株式会社」

(<https://www.tablemark.co.jp/content/privacy.html>) をご確認ください。

### ② eiicon の個人情報の取り扱い

本プログラムの準備および運営に必要な範囲で使用するほか、eiicon のサービスまたは商品のご案内をするために利用します。詳細は「個人情報の取り扱いについて」



本規約の解釈に関する疑義が生じた場合は、各当事者の間で誠意をもって協議し解決するものとします。

以 上